



黒部市告示第50号

字の区域の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を次のとおり廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による黒部市前沢第二土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成22年6月22日

黒部市長 堀内 康 男



字の区域の廃止に関するもの

市町村名	大字名	従来の字の区域を廃止する区域	
		字名	地番
黒部市	前沢	堂ノ前	316、317
		北	1512の4、1818の3、1825の1、 1826、1827の1、1828、1830の1、 1830の2、1831、1832、 1833の4から1833の6まで、1834の2、 1835から1838まで、1839の1、 1839の3、1839の5、1840の1、 1842、1843の1、1844、1847の1、 1849から1851まで
		堂田	1944の3、1944の7

上記の区域内にある国有地及び市有地の全部を含む。